

改正概要説明書

国名： スウェーデン

法令名： 特許法

改正情報： 2011年7月1日までに改正された1967年法律No. 837

改正概要：

1. 保護対象の明確化

特許を受けることができない発明の範囲がより具体的に定められた(第1a条—第1d条, 第2条)。

2. 特許権の効力が及ばない範囲の明確化

特許権の効力が及ばない範囲として、先発医薬品に関する研究等であって、医薬品の販売許可を得るのに必要な範囲で行われるもの等が追加された(第3条)。

生物学的材料及び遺伝子情報関連製品、並びに農業用植物増殖材料に関し、特許権の効力の範囲が定められた(第3a条, 第3b条)。

3. 優先権主張に関する手続

優先権主張の手続の期限が変更された(第6a条)。

優先権主張の手続に関する修正を行うことができるようになった(第6a条)。

優先権証明書提出を省略できる場合が規定された(第6b条)。

その他、形式的な条文の変更が行われた(第6条, 第6f条)。

4. 特許出願

出願書類において、発明の産業上の利用形態に関する開示が必要になる場合が定められた(第8条)。

発明者以外の者が特許出願する場合に当該発明について自己の権利の根拠について出願に記載した内容を、特許当局は特別な理由の無い限り、認めることが明文化された(第8条)。

出願に発明者として記載された者に対し、明らかに不要な場合を除き、出願について通知することが定められた(第8条)。

5. 出願日

特許出願の出願日の定義に関する規定が新設された(第8b条, 第8c条)。

6. 補正手続

補正可能な時期および回数等を定めた旧第14条が削除された。

特許出願について補正可能な範囲が出願日の出願書類の範囲内であることが定められた(第13条)。

7. 特許付与後の生物学的材料の利用等

生物学的材料は、特許付与後、特許が満了もしくは無効にされたか否かに関係なく、公

衆に利用可能であることが定められた(第 22 条)。

寄託材料は、特許出願が拒絶等された場合は、出願から 20 年間に渡り、特別の専門家のみ分譲できることが定められた(第 22 条)。

8. PCT 関連の改正

PCT の国際予備審査に関連する規定の一部が削除された。

9. 特許の補正および取り消し

特許の補正および取り消しに関する規定が新設された(第 40 a 条—第 40 d 条)。

10. ライセンス関連

特許の強制ライセンスに関する規定において、発明の「実施」に関する定義が明確化された(第 45 条)。

利用発明に係る強制ライセンスを請求するためには、自分の発明が、他方の発明と比べて重要な技術的進歩によって大きな経済的効利益をもたらすことを証明することが必要になった(第 46 条)。

植物品種権等に関する強制ライセンスの規定が新設された(第 46 a 条)。

強制ライセンスの付与の前提条件として、事前にライセンスの取得を特許所有者に求めたが取得できなかったことを証明することが必要になった(第 49 条)。

強制ライセンスの移転に関する制約が追加された(第 49 条)。

11. 特許の無効、および特許の終了

裁判所は、特許のある一部のみが無効の場合、特許クレームの補正によって特許保護の範囲を制限することが定められた(第 52 条)。

特許所有者が特許を放棄しても、特許当局が特許の終了を宣言できない場合が規定された(第 54 条)。

12. 特許侵害および訴訟

特許侵害品等の没収に関する規定が設けられた(第 57 a 条)。

侵害の準備行為等に対しても、裁判所は禁止命令を出すことができるようになった(第 57 b 条)。

裁判所による情報提供命令に関する規定が新設された(第 57 c 条—第 57 h 条)。

損害賠償金の額を決定するために考慮に入れる事項が明確化された(第 58 条)。

侵害品の排除として、侵害品の商業経路からの回収等、その他の措置が認められるようになった(第 59 条)。

裁判所による侵害調査命令に関する規定が新設された(第 59 a 条—第 59 h 条)。

審判裁判所に関し、審理の許可に関する事件に関与する構成員に関する規定が定められた(第 67 条)。

13. 欧州特許との関連

欧州特許に関する民事訴訟において、スウェーデン語訳の特許書類の提出を、裁判所が要請できることが明文化された(第 68 a 条)。

優先権主張の期間を徒過した場合の救済に関して、一定の制限が設けられた(第 72 条)。欧州特許をスウェーデンにおいて効力を有させるための翻訳文の提出期限が明文化された(第 82 条)。また、当該翻訳文の翻訳の言語が明文化された(第 82 条)。

欧州特許庁による欧州特許の無効等の決定をスウェーデンで有効にさせるための要件が定められた(第 85 条)。

欧州特許庁が、欧州特許条約第 112 a 条に基づいて決定を破棄した後に、スウェーデンで有効になった欧州特許について、当該破棄の決定が公表される前の善意の実施者等には、当該実施が認められるようになった(第 92 条)。

改正内容：

・第 1 条

旧法の「人間又は動物に行われる外科的若しくは治療的処置の方法又は診断の方法も、発明とはみなされない。ただし、この規定は、物質及び物質の組成物を含む製品であって前記の方法で使用されるものに特許を付与することを妨げるものではない。

特許は、次のものには付与されない。

- (1) その使用が公序良俗に反する虞がある発明
- (2) 植物若しくは動物の品種又は植物若しくは動物を生産するための本質的に生物学的な方法。ただし、特許は、微生物学的方法及びこの方法から生じる製品には付与することができる。」が、新設条文第 1a 条から第 1d 条において、明確化された。

・第 1a 条-第 1d 条

特許を受けることができない発明に関する新設条文である。

・第 2 条

「当該物質又は組成物の使用がこの種類の方法において知られていないことを条件とする」が「その方法における当該物質又は当該物質の組成物の使用が知られていないことを条件とする。更に、この規定は、第 1d 条にいう方法における具体的な使用のための既知の物質又は物質の既知の組成物に特許を付与することを妨げるものでもないが、当該使用が知られていないことを条件とする」に変更された。

・第 3 条

特許権の効力が及ばない範囲に関し、(4)において、「薬局において、個別事例で医師の処方により医薬品を調合し、又はその調合された医薬品を用いる行為」が「先発医薬品に関する研究、検査、試験及び実地的な措置であって、医薬品に関する法律(1992:859)第 8 条

に基づく医薬品の販売認可を得るのに必要な範囲で行われるもの、又は欧州議会及び理事会指令 2004/27/EC により修正された、人間用の医薬品に関する共同体法典についての、2001 年 11 月 6 日付の欧州議会及び理事会指令 2001/83/EC 第 10 条(1)から(4)まで若しくは欧州議会及び理事会指令 2004/28/EC により修正された、獣医用医薬品に関する共同体法典についての、2001 年 11 月 6 日付の欧州議会及び理事会指令 2001/82/EC 第 13 条(1)から(5)までに基づく認可を得るためのその他の手続に必要な範囲で行われるもの」に変わった。
また、新設の(5)として「薬局における、個別事例での医師の処方による医薬品の調合又はそのような事例で調合された医薬品に係る行為」が規定された。

・ **第 3a 条**

生物学的材料及び遺伝子情報関連製品に関する新設条文である。

・ **第 3b 条**

農業用植物増殖材料に関する新設条文である。

・ **第 6 条**

「出願日前 12 月以内」が「第 8b 条若しくは第 8c 条に基づいて出願日前 12 月以内」に変更された。

「(優先権を)主張する場合」が「第 6a 条から第 6e 条に基づいて(優先権を)主張する場合」に変更された。

・ **第 6a 条**

優先権の主張に関して、「出願が行われた日又は行われたとみなされる日から 3 月以内に優先権を請求しなければならない」が「優先権を生じさせると主張する出願の提出日から 16 月以内、その時点より遅い場合は、第 8b 条若しくは第 8c 条に基づく最新の出願の提出日から 4 月以内に、その旨の請求を提出しなければならない」に変更された。

優先権主張に係る修正についての規定として「出願人は、第 1 段落に定める期間と条件に従い、優先権主張に関する修正を、特許当局にその旨を伝達することで行うことができる。修正により、優先権を生じさせると主張する出願の出願日が、当初主張した出願日よりも早い日になることが認められた場合は、第 1 段落の適用上、新たな出願日が適用される」が追加された。

国際特許出願の場合の優先権に関し「第 3 章に基づく国際特許出願の場合は、優先権は、国際出願日から 4 月以内に請求しなければならない。出願人は、この場合、言及する出願が行われた場所及び時期に関する情報、及び国際特許出願の場合は、当該出願を何れの受理官庁に対して行ったかに関する情報を提供しなければならない。更に、出願人は、優先権を請求する日から 16 月以内に、言及した出願の番号に関する情報を国際特許出願に係る

受理官庁又は第 35 条にいう国際事務局に提供しなければならない」が「第 3 章に基づく国際特許出願の場合は、優先権は、出願において、又は第 4 段落に定める期間内に主張しなければならない。出願人は同時に、言及する出願が行われた場所及び時期に関する情報と出願番号及び国際特許出願の場合は、当該出願を何れの受理官庁に対して行ったかに関する情報を提供しなければならない」に変更された。

さらに、修正についての規定として「第 3 段落にいう出願について、出願人は、優先権主張に関する修正を、第 35 条に定める受理官庁又は国際事務局にその旨を伝達することで行うことができる。修正により、出願人が当初主張した出願と異なる出願に基づいて優先権を主張することが認められた場合は、出願人は、第 3 段落に定める出願に関する情報を当該伝達において提供しなければならない。この伝達は、優先権の基礎として主張する出願の提出日から 16 月以内に行わなければならない。修正によって、出願日が当初主張したよりも早い日になる場合は、新たな出願日から 16 月以内に伝達を行わなければならない。ただし、出願人は、国際出願日から 4 月以内であれば常に修正に関する伝達を行うことができる」が追加された。

最終段落として「第 1 段落から第 4 段落までに基づく請求又は伝達は、出願人が、第 22 条第 3 段落に基づく早期の公開を請求した場合は行うことができない」が追加された。

・第 6b 条

最終段落として「先の出願を当該特許当局に提出している場合は、第 1 段落の証明書又は写しを提出する必要はない」が追加された。

・第 6d 条

最終段落の「第 2 段落及び第 3 段落は、第 14 条に基づいて日付が変更された特許出願に関して同様に適用する」が削除された。

・第 6f 条

「政府又は政府による許可に基づいて特許当局は、次のものに関して規定することができる。

1. 優先権主張を行う様式
2. 第 6b 条にいう証拠及び写しを提出する様式」が追加された。

・第 8 条

第 2 段落に「出願には、発明の産業上の利用が当該発明の性質から導かれるものでない場合は、その態様に関する記載が含まなければならない。ただし、発明が遺伝子の配列又は部分配列に係るものである場合は、その産業上利用について出願において必ず開示しなければならない」が追加された。

第 5 段落に「特許当局は、当該記載が正確か否か疑われる特別な理由がなければ、これを認容する。

特許当局は、出願人が発明者として記載した者に対し、不要であることが明らかでない限り、出願について通知する」が追加された。

・ **第 8b 条-第 8c 条**

特許出願の出願日に関する新設条文である。

・ **第 13 条**

「それが行われた時又は第 14 条に基づいて行われたものとみなされる時に当該出願に開示されていなかった内容」が「出願日の出願書類に示されていないもの」に変更された。

・ **第 14 条**

廃止された。

・ **第 15 条**

「第 8b 条及び第 8c 条に定める以外の場合において」が追加された。

・ **第 22 条**

第 6 段落の「生物学的材料が第 8a 条により寄託されている場合は、何人も、本段落及び以降の段落の制限に従うことを条件として、当該書類が第 1 段落、第 2 段落又は第 3 段落に基づいて公衆に利用可能なものとされた後に、当該材料の試料を入手する権利を有する。」に「この規定は、特許が満了したか又は無効とされたか否かに関係なく適用する」が追加された。

第 8 段落の「特許が付与されたか又は特許出願が特許を付与されることなく最終判断を下されるに至るまでは、出願人の請求がある場合は、寄託材料の試料は、特別の専門家のみ分譲することができる。」に「特許出願が拒絶されたか又は取り下げられた場合には、出願が行われた日から 20 年間に渡り前記を準用する」が追加された。

・ **第 31 条**

第 2 段落の「出願人は、国際特許出願を国際予備審査に付すべき旨を請求する場合において、スウェーデンに係る特許出願について国際予備審査の結果を利用しようとする自己の意図を特許協力条約及びこれに基づく規則に従い第 1 段落にいう日から 19 月以内に宣言したときは、前記の日から 30 月以内に第 1 段落にいう要件を遵守しなければならない。」が削除された。

・第 32 条

廃止。

・第 40a 条-第 40d 条

特許の無効の請求に関する新設条文である。

・第 45 条

強制ライセンスに関して明確化した。

・第 46 条

利用発明に係る強制ライセンスに関して「かかるライセンスは、出願人が、自身の発明が他方の発明と比べて、重要な技術的進歩によって大きな経済的利益をもたらすものであることを証明した場合に限り付与することができる」が追加された。

・第 46a 条

植物品種権、共同体植物品種権及び生物工学的発明に係る強制ライセンスに関する新設条文である。

・第 49 条

第 2 段落として、「出願人は、合理的な条件に基づく契約上のライセンスの取得を特許所有者に対して求めたが、取得できなかったことも証明しなければならない」が追加された。最終段落として、「更に、第 46 条第 1 段落及び第 46a 条第 1 段落にいう強制ライセンスについては、ライセンスが適用される特許若しくは植物品種権と共にする場合にのみ移転することができる(法律(2004:159))」が追加された。

・第 52 条

特許の一部分の無効に関して「特許のある一部のみが無効のとき、次の場合は、特許クレームの補正によって、特許保護の範囲を相応に制限する。

- (1) 特許所有者がそのように請求した、及び
- (2) 第 1 段落の(2)から(4)までに該当する」が追加された。

・第 54 条

「特許が債務のため差し押さえられた場合又は特許の移転に関する訴訟が係属中である場合は、当該差押が効力を保持する間又は当該訴訟が最終的に確定するまで」が「特許が債務のため差し押さえられた場合、仮差し押さえされた場合若しくは返済の保証として保持されている場合、又は特許の移転に関する訴訟が裁判所に係属中である場合は、当該の差

押、仮差押若しくは返済を保証するための保留が効力を保持する間又は当該紛争が最終的に確定していない間は」に変更された。

・第 57a 条

特許権侵害物品等の没収に関する新設条文である。

・第 57b 条

第 3 段落として、「第 1 段落及び第 2 段落の規定は、侵害に関する企画又は準備を構成する行為にも適用される」が追加された。

第 5 段落の「第 2 段落又は第 3 段落に基づく決定」が「第 2 段落又は第 4 段落に基づく決定」に変更された。

最終段落の「当該訴訟に関しては、違反すれば罰金を科するという条件での新規の禁止に関する訴訟を提起することができる」が「罰金以上の罰則が規定されていない場合は、訴訟に係る司法手続法の規定に従って処理されるものとする。当該賦課に関しては、違反すれば罰金を科するという条件での新規の禁止命令に関する訴訟を提起することができる」に変更された。

・第 57c 条-第 57h 条

情報提供命令に関する新設条文である。

・第 58 条

損害賠償金の額を決定する際に考慮すべき内容を明確化した。

・第 59 条

「特許保護製品又はその使用が特許侵害を引き起こす虞がある物品を改変し、当該特許の残存期間中保管するために引き渡し若しくは廃棄すべき旨、又は特許保護製品の場合は、当該侵害を受けた者にその価額の支払と引き換えにこれを引き渡すべき旨を決定することができる。この規定は、当該財産又はこれに係る特別の権利を善意で取得し、かつ、自らは特許を侵害しなかった者には適用しない」が「特許保護対象を商業経路から回収、改変、当該特許の残存期間中の保管又は破棄するか、その他の措置をとる旨を決定することができる。侵害に関して使用されている又は使用が意図されている手段についても同様とする」に変更された。

第 4 段落として「かかる決定は、所有者が善意で行動した場合にのみ下すことができる」が追加された。

最終段落として「第 1 段落にいう措置に関する決定は、特許を侵害された者が、措置の対象となる者に対して賠償を支払うことを意味するものであってはならない。第 1 段落にい

う如何なる措置も、具体的な否定理由がない限り、被告が支払を行うものとする。本条にいう決定は、第 57a 条又は刑法に基づいて、没収若しくは不正な行為の防止措置を決定する場合は、下すことができない」が追加された。

・ **第 59a 条-第 59h 条**

侵害調査に関する新設条文である。

・ **第 67 条**

最終段落として「審理の許可に関する事件においては、審判裁判所は、3名の法律に堪能な構成員を加えることができる。ただし、法律に堪能な構成員のうちの1名の代わりに、1名の技術的資格のある構成員が務めることもできる」が追加された。

・ **第 68a 条**

欧州特許の民事訴訟での翻訳提出に関する新設条文である。

・ **第 72 条**

第 2 段落、第 3 段落の「特許出願人又は特許所有者が第 41 条第 3 段落又は第 42 条第 3 段落に規定する期間内に年金を納付しなかったときは、第 1 段落の規定を適用する。ただし、前記期間の満了後 6 月以内に年金を納付し、かつ、当該請求を行わなければならない。

第 1 段落の規定は、第 6 条第 1 段落にいう期間には適用しない」が「第 6 条にいう期間に関しては、第 1 段落に基づく宣言は、優先権主張に係る出願が期間の満了後遅くとも 2 月以内に行われており、宣言の請求及び手数料の納付が同じ期間内に行われている場合に限り、認められる」に変更された。

第 4 段落の「第 1 段落の規定を適用する」が「第 1 段落及び第 2 段落の規定を適用する」に変更された。

最終段落の「本段落の規定は、先の出願に基づく優先権を享受するために国際出願を行わなければならない期限には適用しない」が削除された。

・ **第 82 条**

「政府が指定する期間内に」が「欧州特許庁が特許を付与する旨の決定を公告した日から 3 月以内に」に変更された。

第 3 段落として「特許クレームは常にスウェーデン語翻訳文で提出しなければならない。特許がドイツ語又はフランス語で付与されている場合は、明細書をスウェーデン語又は英語の翻訳文で提出する」が追加された。

最終段落の「翻訳文の印刷写しは、速やかに特許当局から入手できるようにしなければならない」が削除された。

・第 85 条

第 2 段落として「制限に関する決定がスウェーデンで効果を有するためには、第 82 条の要件を遵守する必要がある」が追加された。

・第 87 条

第 2 段落の「欧州特許条約第 158 条(1)にいう公開」が「欧州特許条約第 153 条(3)又は(4)にいう欧州特許庁による公開」に変更された。

・第 92 条

最終段落として「欧州特許庁が、欧州特許条約第 112a 条に基づいて決定を破棄した場合、当該破棄に関する欧州特許庁の決定が、スウェーデンにおいても適用される。欧州特許庁が決定を破棄した後に、スウェーデンにおいて有効になった欧州特許については、破棄に関する決定が公告される前に実施が開始されていたか、又は準備が行われていた場合は、第 2 段落の規定を適用する。欧州特許庁による決定の破棄に関する決定の後に拡張された、スウェーデンにおいて有効な欧州特許の保護範囲についても同様とする」が追加された。

・第 102 条

第 2 段落の「第 102 条第 2 段落」が「第 101 条第 2 段落」に変更された。

・第 105 条

「医薬品の補充的保護を申請する者は」が「補充的保護若しくは補充的保護期間の延長又は植物保護製品の補充的保護証明書の創設に関する 1996 年 6 月 23 日欧州議会及び理事会規則(EC)No. 1610/96 に基づく補充的保護を申請する者は」に変更された。